**四国４県（徳島県・香川県・愛媛県・高知県）内の中小企業･小規模事業者等の皆様へ！**

平成３１年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金

**ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金**

**公 募 説 明 会 の ご 案 内**

**認定支援機関の全面バックを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等を支援します。**

**中小企業・小規模事業者等が複数（２者～１０者）で連携して取り組む、生産性向上や地域経済への波及効果拡大に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。（１者のみの応募はできません）**

**[公募期間] ２０１９年４月２３日（火）～６月２４日（月）【当日消印有効】**

　　　※本事業の事業実施期間は、交付決定日から２０２０年１月３１日（金）までになります。事業計画が

この期間内になっており、すべての連携体参加事業者の発注、納入、検収、支払等のすべての事

業手続きが完了、かつ、実績報告書の提出ができる予定の方が応募申請の対象となりますので

ご注意ください。

**【開催日・場所】**

**日 時：２０１９年５月２２日（水） １３：３０～１５：３０**

**場 所：サンピアセリーズ ２Ｆ コーラル**

**高知市高須砂地１５５　　ＴＥＬ 088-866-7000**

切り取らずにお申込みください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業名又は機関名 | |  |
| 出席者 | 役職・氏名 |  |
| 役職・氏名 |  |
| 役職・氏名 |  |
| 電　話 | |  |

**【お問合せ･お申込み先】　　ＦＡＸ　０８８－８４５－２４３４**

高知県中小企業団体中央会

■連携推進部（４階）　　　　　　　　　ＴＥＬ ０８８－８４５－８８７０

■ものづくり補助金事業推進室（５階）　ＴＥＬ ０８８－８４５－６２２２

**平成３１年度 ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金の概要**

**【公募要領】より抜粋**

**補助対象事業および補助率等**

**【企業間データ活用型】**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **要　　　　件** |
| **(1)概　要** | **複数の中小企業者等が、事業者間でデータ・情報を活用（共有・共用） し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロ ジェクトを支援します。**  **（例）複数の事業者がデータ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、 連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立 等により、連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組みなど。** |
| **(2)補助金額** | **100万円～2,000万円／者**  **・連携体は幹事企業を含めて２～１０者まで。１者あたり２００万円が追加され、 連携体参加者数を乗じて算出した額を上限に連携体内で配分可能。 ・事業遂行に必要な専門家の活用がある場合は、補助上限額に各者３０万円の増額 が可能。** |
| **(3)補助率** | **１／２以内**  **・生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）に基づき、平成３１年３月 ３１日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、 補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を平成３０年１２ 月２１日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合（変更申請の場合は 新規の設備等導入を伴う計画であること）の補助率は２／３以内。 ・３～５年で、「付加価値額」年率３％、「経常利益注４」年率１％、および「従 業員一人当たりの付加価値額（＝労働生産性）」年率３％以上向上する中小企 業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成３０年１２月２１日の閣議決定 後に新たに申請し承認を受けた場合（計画変更は不可）の補助率は２／３以 内。** |
| **(4)設備投資** | **必　要** |
| **(5)補助対象経費** | **機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費** |
| **(6)その他** | **連携体内に特定非営利活動法人が含まれる場合は、上記に加えて次の 要件を満たすこととします。**  **①連携体の半数以上が中小企業者によって構成され、全体の補助金総額の２／３ 以上は中小企業者に充てること。 　②特定非営利活動法人に対する補助金額が、連携体を構成する法人の中の最高額 とならないこと。** |

**【地域経済牽引型】**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **要　　　　件** |
| **(1)概　要** | **複数の中小企業者等が、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事 業計画」を共同して作成し、その承認を受けて連携して事業を行い、地 域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域経済への波及効果を もたらすプロジェクト等を支援します。**  **（例）地域の複数の事業者が連携して、大企業からの受注に対応する共同受注体制 を整備したり、試作から量産まで対応可能なワンストップサービスを提供する 取組みなど。** |
| **(2)補助金額** | **100万円～1,000万円／者**  **・連携体は幹事企業を含めて２～１０者まで。 ・事業遂行に必要な専門家の活用がある場合は、補助上限額に各者３０万円の増額が可能。** |
| **(3)補助率** | **１／２以内**  **「従業員一人当たりの付加価値額（＝労働生産性）」年率３％以上向上する地域 未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」を、平成３０年１２月２１日 の閣議決定後に申請（変更の申請を含む。）し承認を受けた場合（計画変更も 可）の補助率は２／３以内。** |
| **(4)設備投資** | **必　要** |
| **(5)補助対象経費** | **機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費** |
| **(6)その他** | **連携体内に特定非営利活動法人が含まれる場合は、上記に加えて次の 要件を満たすこととします。**  **①連携体の半数以上が中小企業者によって構成され、全体の補助金総額の２／３ 以上は中小企**  **業者に充てること。　②特定非営利活動法人に対する補助金額が、連携体を構成する法人の中の**  **最高額 とならないこと。** |